



Tax Accountant Information Network System

はじめに

平成18年度の税制改正により創設された事前確定届出給与について争われた事例はあまり多くはありませんが、今回は、事前確定届出給与の該当性が争われた最近の事案をご紹介します。

I. 引当金処理して支給した役員給与の該当性が争われた事例

令5.2.3非公開裁決
(全部取消し) F 0 - 2 - 1196

<事案の概要>

請求人（3月決算）は、外国法人A社を親会社とするA社グループに属し、毎期の定時株主総会で取締役（任期1年）を選任し、その報酬は、上限を株主総会で定め、支給額は取締役会に一任することにしていました。A社グループでは、一定の役職にある取締役及び従業員を対象に、定額報酬に加え、A社から通知される賞与（業績賞与）を支給するという賞与支給方針を設けており、請求人は、定時株主総会と同日開催の取締役会において、各取締役に対する具体的な支給額と、業績賞与を算定期間となる事業年度の翌事業年度の7月及び1月にそれぞれ半額ずつ支給するなどを決議し、決議により定めた内容について、職務の執行の開始の日を定時株主総会の開催日である平成30年6月27日として、平成30年7月20日付けで所轄税務署長に事前確定届出給与の届出をしています。

また、請求人は、業績賞与の一部については、算定期間である事業年度において、翌事業年度の支給額を見積もり、賞与引当金を計上した上で、翌事業年度の支給時に賞与引当金を取り崩す会計処理をしており、支給額を支給事業年度の損金の額に算入して確定申告をしたところ、処分行政庁から、各役員給与は過去の職務執行の対価であるから事前確定届出給与の要件は充足しないとして、更正処分等を受けたため、原処分の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

審判所は、以下のように認定し、事前確定届出給与の要件を満たすと判断して、原処分の全部を取り消しました。

取締役の報酬等の額については、毎事業年度の終了後招集される定時株主総会の決議（本件においては株主総会から委任を受けた取締役会の決議）により、次の定時株主総会までの間の取締役の報酬等の支給時期及び支給額が定められるのが一般的であるところ、請求人の定時株主総会と取締役会の議事録には、各役員給与をいつの職務執行に対する役員給与として決定したかを明確に示す記載はないものの、各役員給与が過去の職務執行の対価であることをうかがわせる記載もなく、むしろ、請求人が、各役員給与を、同日開催された定時株主総会で選任、再任された各取締役を対象に、職務執行期間における職務執行の対価と認められる毎月の定額報酬の額と合計した上で承認していたことからすれば、各役員給与は毎月の定額報酬と同様、職務執行期間の職務執行の対価として決議されたと考えるのが自然である。

以上のことからすれば、請求人は、定時株主総会と同日開催の取締役会において、職務執行期間における職務執行の対価として各役員給与の支給を決定し、法人税法施行令69条4項1号に規定する決議をしたものと認められ、各取締役は定時株主総会で選任、再任され、同日から職務の執行を開始したと認められ、請求人は上記決議をした日から1月以内に本件各届出書を提出しているから、届出期限までに所定の届出をしたものと認められる。

さらに、審判所は、支給額の算定期間を前事業年度としているから、各役員給与は過去の職務執行の対価であるという課税庁の主張に対し、算定基準は、具体的な報酬額を決定するための指針ないし参考情報にすぎないと認めた上で、引当金処理された各役員給与に係る職務執行期間は過去のものであるという主張に対しては、審判所は、企業の会計上の判断であって、取締役会の決定内容を直接明らかにするものではないから、その会計処理をもって直ちに各役員給与に係る職務執行の時期が判断できるものではなく、一部の賞与については引当金処理をしていないことから、引当金処理が各役員給与に係る職務執行の時期を反映したものであることはできないとして、課税庁の主張を退けています。

SERIES TAINS解体新書

事前確定届出給与の該当性が争われた最近の判決等



田代 雅之〔渋谷〕

II. 届出額と支給額が異なる役員給与の該当性が争われた事例

令6.2.21東京地裁
(棄却・控訴) Z 888 - 2700

<事案の概要>

原告（6月決算）は、令和元年9月30日開催の定時株主総会において、代表者2名に対し、翌年6月30日付けで2,800万円の賞与をそれぞれ支払うことを決議し、同元年10月16日、所轄税務署長に対し、事前確定届出給与に関する届出書を提出していたところ、実際の賞与支給額をそれぞれ2,500万円として支給するとともに、支給額の合計額5,000万円を「役員賞与」勘定に計上し、支給額を損金の額に算入して法人税の確定申告等を行いました。

そこで、処分行政庁から、届出のとおり支給されていないため、上記賞与は事前確定届出給与に当たらず、損金の額に算入されないなどとして、法人税の更正処分等を受けたため、原告が各処分の取消しを求めた事案です。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、以下のように判断し、原告の請求を棄却しています。

役員給与は、法人と役員との関係に鑑みると、役員給与の額を無制限に損金の額に算入することとすれば、法人が役員給与の額をほしいままに決定し、法人の所得の金額を殊更に少なくすることにより、法人税の課税を回避するなどの弊害が生ずるおそれがあり、課税の公平を害することから、法は法34条1項において、同項各号のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととしている。

そして、事前に支給時期及び支給額が株主総会等において確定的に定められ、所轄税務署長に対して事前に届出がされた給与については、上記弊害がないため、これを損金に算入することを認めたものと解される。

しかし、届出がされたにもかかわらず、届けられた金額と異なる金額の役員給与が支払われた場合に無制限に損金算入を認めることとすれば、例えば、支給額を高額に定めて届出を行う

ことによりあらかじめ枠取りをしており、その後、届出金額より減額した額を支給するなどして損金の額をほしいままに操作し、法人税の課税を回避するなど、事前確定届出給与と制度を設けた趣旨を没却し、課税の公平を害することになりかねない。そこで、法人の財務状況等により、事前に確定及び届出をした額の給与を支給することを相当としない事態が生じた等の一定の事由（臨時改定事由及び業績悪化改定事由）に該当する場合に限り、変更後の定めの内容に関する届出をすることにより、支給額を変更した上で損金に算入することを認め、さらに、所定の届出期限を遵守することができなかったことについてやむを得ない事情があれば、本来の届出期限までにその届出があったものとして扱うことを認めている。

以上のような法及び施行令の各規定の趣旨、内容及び文言に照らすと、法34条1項2号の「確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与」とは、株主総会等の決議において役員給与が確定的に定められ、その決議に基づき、所轄税務署長に対して事前確定届出給与に関する届出がされた場合において、金額を含め、所定の手続に従って届出がされたとおりに支給する給与のみをいうものと解するのが相当であり、法人税額の計算上、実際に支給された役員給与の額を損金の額に算入することはできない。

なお、原告は、支給額の差額各300万円は、役員給与の一部が未払の状態にすぎないと主張しているが、本件各処分時に至るまで、上記差額を「未払賞与」として計上していないのであって、代表者に対する役員給与の一部が未払であるとはわかりに認め難い。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「事前確定届出給与」「職務執行の対価」と入力してください。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化！
AIで仕訳入力
が楽になる！

MJS 公式キャラクター
「ミロにゃん」



仕訳やチェック時間を効率化

NX-ACELINK-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類 通帳 レシート 領収書

取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳

AI-OCR

AI仕訳

仕訳・残高を
自動チェック

AI

MJS AI監査支援。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索

